

近江八幡市子ども・若者計画（案）に係るパブリックコメント（意見公募）実施要領

本市では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者が健やかに成長し、将来にわたって社会の一員として自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として「近江八幡市子ども・若者計画」の策定を進めています。計画期間は、令和7年度から令和11年度までであり、令和6年度から今年度にかけて近江八幡市子ども・若者支援地域協議会において意見聴取を行いながら、「近江八幡市子ども・若者計画（案）」を作成しました。

つきましては、「子ども・若者計画（案）」に対する市民の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

記

1. 公表する資料

近江八幡市子ども・若者計画（案）

2. 資料の公表場所

- ①近江八幡市ホームページ
- ②市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- ③総合支所情報公開コーナー（安土総合支所1階）
- ④生涯学習課（近江八幡市役所南別館2階）
- ⑤各学区コミュニティセンター
- ⑥近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和7年8月6日（水）～令和7年8月27日（水）《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- ①郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 教育委員会事務局 生涯学習課
- ②ファックス 0748-36-5565
- ③電子メール 045000@city.omihachiman.lg.jp

※2. 資料の公表場所（④生涯学習課を除く）では提出できません。

※原稿の返却はいたしません。

5. 意見を提出できる方

- ①近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ②近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

様式は定めていませんが、次の事項を必ず明記して提出してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

- ◆件名「近江八幡市子ども・若者計画（案）について」
- ◆住所・氏名・電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）
- ◆どの部分に対する意見かがわかるように提出してください。
- ◆電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（書式例）

近江八幡市教育委員会生涯学習課 あて

「近江八幡市子ども・若者計画（案）について」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意見内容：

・〇〇について （ページ番号等、どの部分に対するご意見かがわかるように）

7. 意見に対する考え方の公表

ご意見に対する市の考え方をとりまとめて、市ホームページ、情報公開コーナー及び生涯学習課にて公表します。

- ・類似意見を集約する場合があります。
- ・匿名による投稿や本件と関係がない意見は公表しません。
- ・個別には回答できませんのでご了承ください。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課

電 話：0748-36-5533

ファックス：0748-36-5565

E メール：045000@city.omihachiman.lg.jp